

覚盛願経『梵網経』下巻初探

船山 徹

唐招提寺中興祖の覚盛（一一九四～一二四九）が晩年の寛元元年（一二四三）に書写した覚盛願経に『四分律』『梵網経』『法華経』があり、いずれも国の重要文化財に指定されている。筆者は『東アジア仏教の生活規則』『梵網経』――最古の形と発展の歴史』（二〇一七）を上梓する機に恵まれ、木版大藏経の成立以前に作られた『梵網経』早期写本のうち、我が国の写本として、京都国立博物館蔵天平勝宝九歳写本（七五七年、下巻のみ）と東京国立博物館蔵法隆寺旧蔵写本（九世紀頃）を重視し、前者の『梵網経』下巻全体の録文を示した。本稿は小著執筆中に閲覧できなかった、もう一つ重要な、覚盛願経『梵網経』下巻の写本系統を『梵網経』早期伝播史の観点から検討する。

小論は望月信亨（一九四六）及び以後の文献研究に基づく文献学的写本研究であり、覚盛の思想史的意義を正面から論ずるものではないが、石田瑞磨（一九五四）・上田霊城（一九七五）・蓑輪顕量（一九九八）・細川涼一（二〇〇三）を始めとする鎌倉期戒律復興の優れた研究と何らかの形で聊かでも関連あらんことを願う。

本稿を執筆するに当たり、覚盛願経『梵網経』を実見する機会を与えて下さり、重要な写本を主題とする論文を草することを御認め下さった律宗管長唐招提寺八十八世長老西山明彦師に衷心より御礼申し上げます。

一 覚盛願経『梵網経』下巻の概観

覚盛願経は鎌倉時代の寛元元年（一二四三）に書写され、『四分戒本』一帖、『梵網経』二帖、『法華経』十帖が現存する。『梵網経』下巻は一行十七文字の粘葉装である。まずその特徴を、文字の特徴と内容の特徴の二面から概観する。

写本の文字に見られる特徴 下巻の全体に認められる写本の文字の特徴として、以下の五点を挙げ得る。

第一に写本は墨書され、朱筆の書き込み・訓点・日本語の発音を示す仮名表記・欄外書き込みの類いはない。

第二に文字の訂正法に特徴がある。本写本には文字の削除と語順の入れ替えを「□。□□□□」のように「。」で挿入を、「✓」で削除を指示する例が二箇所にある。順に次の通り。

覚盛原文「汝諸仏転。所説与一切衆生我開心地道」 ↓ 訂正後「汝諸仏、転我所説、与一切衆生開心地道」

覚盛原文「而反更助惡人邪見。謗是人菩薩波羅夷罪」 ↓ 訂正後「而反更助惡人・邪見人謗、是菩薩波羅夷罪」

両例とも訂正は一行十七字に収まり、欄外に施した訂正でないことは、覚盛自身が書写中に気づき、改めたことを示す。同様の修正が覚盛以前の中国・日本にあるかどうか、筆者には定かでないが、本写本の特徴としてともかく注目される。第三に、文字表記を統一する傾向を指摘できる。例えば「蓮華」と「蓮花」のように「華」と「花」は意味を変えずに交替可能な字であるが、本写本の場合は表記を「華」で統一し、「花」を用いない。

第四に、上記第三とは対蹠的に、幾つかの字には異体字も用いられる。例えば「無」と「无」の併用は諸経の木版大蔵経本や写本の一部に確認できることが知られており、本写本にも現れる。本写本にはさらに「禮」「礼」（第四十軽戒）、「光」「尙」（卷下冒頭）、「煞」「殺」（第一波羅夷、第四十軽戒）の併用が見られる。

第五に、若干の誤字を含む。一種は字形の類似による誤記であり、「天王宮」を「天王空」と書き誤る例が下巻冒頭

にある。もう一種は日本語で同音の別字による誤記であり、「好事」を「好自」と書き誤る例が第七波羅夷にある。

内容の特徴

内容的特徴は三種ある。第一に、覚盛本は二巻より成る。『梵網經』は上巻に十発趣心・十長養心・十金剛心・十地の四十位の菩薩修行段階を説く。下巻は菩薩の守るべき戒律として十波羅夷（重罪）と四十八輕戒（輕垢戒、輕度の違反）から成る十重四十八輕戒の戒条を説く。中国・日本で重視されたのは専ら下巻である。『梵網經』は漢訳經典でなく、中国で編纂された（望月一九四六、船山二〇一七の第四章）。船山（二〇一一）に詳説したように、上下両巻は同時成立でなく、まず下巻が四五〇～四八〇年頃の間で成立した後、下巻とは別の撰者が上巻を付加——下限は法經等撰『衆經目錄』の成立した隋の開皇十四年（五九四）——したとみなすべき証拠が複数ある。

第二の特徴は下巻末尾に見られる。覚盛願經の經文は次の通り。

余時釋迦牟尼佛、説上蓮華臺藏世界盧舍那佛「心地法門品」中「十無盡戒法品」竟、千百億釋迦亦如是説、從摩醯首羅天王宮至此道樹下、十住處説法品、爲一切菩薩不可説大衆、受持・讀誦・解說其義亦如是、千百億世界蓮華藏世界微塵世界一切佛心藏・地藏・戒藏・無量行願藏・因果佛性常住藏・如一切佛説無量一切法藏竟、千百億世界中一切衆生受持、歡喜奉行、若廣開心地相相、如「佛華光王七行品」中説。

梵網經盧舍那佛説菩薩心地品卷下

『梵網經』写本・版本・注釈の多くは、「仏華光王七行品」或いは対応する品名に言及した後、「明人忍慧強」の句で始まり「疾得成仏道」の句で終わる五言四句の十四偈が続く、最後に尾題を記すが、覚盛本はこの十四偈を欠く。

この点をもう少し詳しく説明しておこう。覚盛以前の全資料を網羅的に示すことはできないが、主なものに限って整理すると次のように言える。すなわち下巻末尾十四偈を有するものが大半なのに対し、十四偈を含まない写本の数は限られる。年代は下るが、木版本のうち十四偈を有さない最古のものは高麗藏初雕本（十二世紀）である。一方、注釈に目を転じ、十四偈の文言を注釈に含めないものを年代順に列挙すると、智顛説・灌頂記『菩薩戒義疏』、新羅の義寂

『菩薩戒本疏』の疏に引用する経文（次節略号「義寂疏経」、七世紀中葉～八世紀初頭）、唐の法蔵『梵網経菩薩戒本疏』（七世紀末～八世紀初頭頃）、新羅の太賢『梵網経古迹記』（八世紀中葉か）、唐の明曠『天台菩薩戒疏』（成書七十七年）、奈良の善珠『梵網経略疏』（八世紀）、唐の伝奥『梵網経記』（九世紀か）がある。他方、十四偈を注釈するものを年代順に列挙すると、北宋の慧因『梵網経菩薩戒注』と北宋～南宋の与咸『梵網菩薩戒経疏註』がある（注釈の年代と特徴については船山二〇一七、一九～二八頁「主な注釈」参照）。慧因と与咸は年代が下るから、写本における十四偈の有無をも合わせて勘案すると、『梵網経』のより早期の形は下巻末尾十四偈を持たず、ある程度後に十四偈が遅れて付加された可能性が高い。もしこの想定が許されるなら、覚盛本が末尾十四偈を欠くことは、『梵網経』の諸本形成過程における、より古い伝統を示す早期の一例として意義深い。

末尾十四偈を注釈するか否かは、当該注釈がその十四偈を『梵網経』の本文に含めていたか否かという問題と直結する。十四偈のうち、第十三・十四偈は、「此れは是れ仏の行処、聖主の称歎する所なり。我已に随順して説けり。福德の無量聚をば、廻らして以て衆生に施し、共に一切智に向かわん。願わくは是の法を聞く者、疾かに仏道を成ずるを得んことを」（原文「此是佛行處、聖主所稱歎。我已隨順説、福德無量聚、迴以施衆生、共向一切智。願聞是法者、疾得成佛道」とあり、第十三偈中に仏を指す「聖主」に言及する「我」は、仏とは別人である。この偈は『梵網経』の本文と区別すべき第三者の作った偈（伝統的には漢訳者鳩摩羅什の作った偈とみなされる）とする説を、唐の慧因『梵網経菩薩戒注』や宋の与咸『菩薩戒本疏』は明記する（その原文は船山二〇一七、四二〇頁参照）。

第三に、以前より筆者が注目している二系統すなわち『梵網経』の系統を古い系統と新しい系統に大別する際に注目すべき字句について述べる。それは十重四十八軽戒のうちの十重すなわち十種の波羅夷罪に共通して現れる。

第一波羅夷（殺戒）を元に説明すると、『梵網経』諸本と諸注釈より分かる第一波羅夷の最古形の条文は次の通り。

〔最古形―原文〕 佛告佛子、若自殺、教人殺、方便讚歎殺、見作隨喜、乃至呪殺、殺業・殺法・殺因・殺縁、乃至一切有命者、不得故殺。是菩薩應起常住慈悲心・孝順心、方便救護、而自恣心快意殺生、是菩薩波羅夷罪。

〔最古形―和訳〕 仏は仏子に告げた。――もし自らの手で「生き物を」殺し、他人に殺すよう教唆し、手立てを講じて殺しを褒め称え、「他人が殺しを」するのを見てそれを喜び、果ては呪い殺すに及ぶまでのことをすれば、殺しという行為と、殺しの方法、殺しの直接的原因、殺しの間接的原因が〔成立する〕。命あるすべてのものに至るまで、意図的に殺してはならない。菩薩というものは常に慈悲心、敬愛し遵守する心を起こし、手立てを講じて「生き物を」救護すべきであるのに、かえって逆に自分の勝手な思いから喜んで生き物を殺すならば、菩薩の波羅夷罪である。（さらに船山二〇一七、二九二―二九三頁の和訳と注も参照）

ここに「殺業・殺法・殺因・殺縁」の語が見られることに注目したい。比較のため覚盛本を挙げると以下の通り。

〔覚盛本―原文〕 若佛子、若自殺、教人殺、方便煞、讚歎煞、見作隨喜、乃至呪煞、煞因・煞縁・煞法・煞業。乃至一切有命者、不得故煞。是菩薩應起常住慈悲心・孝順心、方便救護、而反更自恣心快意煞生、是菩薩波羅夷罪。

〔覚盛本―和訳〕 仏子よ、もし自らの手で「生き物を」殺し、他人に殺すよう教唆し、手立てを講じて殺し、殺害を褒め称え、「他人が殺しを」するのを見てそれを喜び、果ては呪い殺すに及ぶまでのことをすれば、殺しの直接的原因と、殺しの間接的原因、殺しの方法、殺しという行為が〔成立する〕。（下略）

最古形の「業・法・因・縁」の語順と異なり、覚盛本は「因・縁・法・業」の語順である。この語順は条文の内容に深刻な相違を引き起こすものではなく、あくまで表記形式に関する相違に過ぎない。しかし筆者はこの相違に気づき論文（二〇一一）を書いてより以来、様々な写本や注釈を継続的に精査しているが、今に至るまで一見些末に見えるこの相違が『梵網經』諸本を古型 α と新型 β に大別する決め手になるといふ仮説を否定する原資料はなく、逆に仮説の確実性が益々高まっている。細かなことを言えば、十波羅夷のうち、古型 α は第一・第二波羅夷と第三・第十波羅夷の語順表記が異なるのに対し、新型 β は十波羅夷に一貫して同じ語順表記を用いる。年代は、新型 β の登場は西暦七〇〇年前後である。それを示す原資料は八世紀初頭頃の房山石経唐刻本『梵網經』及び相前後する時代に撰述された法藏（六四三―七二二）の注釈『梵網經菩薩戒本疏』である。これより以前に新型 β が存在した形跡はない。七〇

古型 <i>a</i> (西暦七〇〇年以前より存在) ↳業↳法↳因↳縁 (第一波羅夷と第二波羅夷のみ) ↳因↳業↳法↳縁 (第三波羅夷から第十波羅夷)	新型 <i>B</i> (西暦七〇〇年前後に発生し、後に優勢化) ↳因↳縁↳法↳業 (第一波羅夷から第十波羅夷すべて)
---	--

○年頃を境に、それ以後の時代に新型 *B* の経本と注釈が作成され始めた一方で、古型 *a* の経本も消失することなく存続した。つまり七〇〇年頃より以前は古型 *a* のみが存在し、以後には古型 *a* と新型 *B* が共存しつつ、新型 *B* がより優勢化する時代となった(船山二〇一七、二〇〇〜二二頁、四九四〜四九五頁)。

二 対校本

覚盛本のもつ特徴をさらに解明するため、覚盛本とそれ以前の諸本の文字の共通性と相違性に注目し、覚盛本を『梵網経』諸本形成史の中に位置づけてみたい。まずその作業の基礎として、覚盛本と文字を対校する際に有益な資料として使用すべき諸本を列挙し、年代その他を略述する。覚盛本の特徴を知るために対校本として用いる十八種を大凡の年代順に排列すると左記の通りである。十八種のうち「金藏」「思溪」「毘盧」「麗初」「麗再」は各々の大藏経に収める『梵網経』を指す。大藏経史の詳細については竺沙(二〇〇〇)を参照されたい。

(略称)

(説明——書名、所蔵者、年代、研究、古型 *a*・新型 *B* の別、一行字数など)

北京

中国国家図書館藏敦煌寫本「梵網経盧舍那仏説菩薩心地品第十下」(擬題) BD01972.2号。中国国家図書館(編)・任継愈(主編)『中国国家図書館敦煌遺書』第二十七冊、北京・北京図書館出版社、二〇〇

六、二七八〜二八六頁。「原文」船山(二〇一七、三三三〜二七三頁)。首尾欠。七〜八世紀頃(『中国国家図

書館敦煌遺書』第二十七冊、附録目録一二～一三頁に依る。古型 a 。一行十七字。

北京* 北京本の欄外補正。「北京」以後である以外の正確な年代は不明。古型 a 。

中村 中村不折（二八六六～一九四三）旧蔵本。東京・書道博物館蔵。首欠。尾題『梵網経心地品第十下巻』。

〔原文〕磯部彰（編）『台東区立書道博物館所蔵中村不折旧蔵禹域墨書集成』全三冊、東京・二玄社、二〇〇五、巻上、二七二～二七七頁。船山（二〇一七、三三～二七三頁）『梵網経』下巻の本文——最古形と後代の書換え。本写本は尾題後に武成二年（五六〇）の紀年を有するが、別筆であるなど幾つかの問題が残る（Funayama 2015: 8 n. 17）。古型 a 。一行十七字。

中村* 中村本の欄外補正。「中村」以後である以外の正確な年代は不明。古型 a 。

天平 天平勝宝九歳書写『梵網経盧舍那仏説菩薩心地本第十下巻』。京都国立博物館蔵。奈良写本。跋文紀年

「天平勝宝九歳（七五七）三月廿五日」。重要文化財。〔原文〕船山（二〇一七、三三～二七三頁）『梵網経』下巻の本文——最古形と後代の書換え、四二五～四五六頁「京都国立博物館蔵 天平勝宝九歳写本の録文」。

〔研究〕船山（二〇一〇）、廣岡（二〇一六）。古型 a 。一行十七字。

天平* 天平本の欄外補正。「天平」以後である以外の正確な年代は不明。〔研究〕船山（二〇一〇、一九一～一九二頁）。新型 β 。

房山 房山石刻唐刻梵網経。八世紀初頭～中葉頃。〔原文〕中国仏教協会・中国仏教図書文物館（編）『房山石経、隋唐刻経2』、北京・華夏出版社、七一〇、四七九～四八一頁。船山（二〇一七、三三～二七三頁）。年代は確定できないが、唐の長安年間（七〇一～八〇五）頃とする説がある（船山二〇一〇、一八一頁）。新型 β 。

義寂疏経

義寂『梵網経本疏』の疏中に先行して排列される「梵網経」の経文。本来は義寂疏に別人が付加した経文。〔原文〕義寂『菩薩戒本疏』三巻、大正新脩大蔵経（以下「大正蔵」と略記）巻四十、一八一四号。

本疏大正蔵本は経文の引用と義寂の疏を節毎に区切って示すが、本来、疏は経文の引用を含まず、疏の二大系統分類は古型 a であるのに対し、分節毎に疏に先行して引用される経文（＝義寂経文）は新型 β （船山二〇一〇、一九四～一九五頁）。義寂経文はさらに後代に付された。

善珠疏経

善珠（七二三～九七）『梵網経略疏』四卷の疏文に引用される「梵網経」の経文。『日本大蔵経』律蔵部大乘律章疏一、一～九二頁。『日本大蔵経』に収める『梵網経略疏』は本来の善珠疏と後代に付加した経文の会本である。経文（＝善珠経疏）は新型 β であるのに対し、善珠疏は古型 a 。

善珠経文

善珠『梵網経略疏』四卷（卷上本・卷上末・卷下本・卷下末、一名『梵網経略抄』）の疏文に先行して排列される「梵網経」の経文。善珠疏に別人が付加した経文。前項参照。

最澄

最澄（七六七～七六六～八二二）『顕戒論』三卷に引用される「梵網経」の経文。（原本）『大正蔵』巻七十四、二二七六号。弘仁十一年（八二〇）成書。

法隆寺

法隆寺献納宝物。東京国立博物館蔵、紺紙金字梵網経。九世紀平安写本。重要文化財。（原文）「e 国宝」（<http://www.emuseum.jp/>）。船山（二〇一七、三三二～二七三頁）。新型 β 。一行十七字。

麗初

高麗蔵初雕本（一〇一一頃～一〇八七）『梵網経盧舍那仏説菩薩心地品第十（巻下）』。京都・南禅寺蔵。（原文）『高麗大蔵経初刻本輯刊第二十冊』、西南師範大学出版社・人民出版社、二〇一二、四三二～四五七頁。船山（二〇一七、三三二～二七三頁）。〔研究〕Funayama (2015)、船山（二〇一七）。古型 a 。一行

十四字。

毘盧

毘盧経Ⅱ開元寺版（福建省福州市）。『仏説梵網経巻下（九）……菩薩心地品之下』。尾題『梵網経巻下』。（原文）船山（二〇一七、三三二～二七三頁）Ⅱ『大正蔵』校勘[㊤]本。古型 a 。一行十七字。

金蔵

金蔵広勝寺本（一一四九～七三年頃）『梵網経盧舍那仏説菩薩心地戒品第十（巻下）』。（原文）『中華大蔵経』巻二十四所収、五七五号。新型 β 。一行十四字。

思溪

思溪大藏経（中国浙江省湖州市）。筆者未見。大正蔵本梵網経の脚注校勘「本」に従う。『縁山三大蔵総目録』「其宋本者、湖州路思溪法寶寺彫刻南宋理宋嘉熙三年（一二三九）版也」〔昭和法蔵総目録〕第二卷・一頁中段）Ⅱ『大正蔵』梵網経校勘本。古型 a 。一行十七字。

覚盛

覚盛願経『梵網経』下巻。寛元元年（一二四三）書写。唐招提寺蔵。重要文化財。新型 β 。一行十七字。高麗蔵再雕本（一二三六～五一）『梵網経盧舎那仏説菩薩心地戒品第十（巻下）』。〔原文〕高麗大蔵経五二七号。船山（二〇一七、三三三～二七三頁）Ⅱ『大正蔵』本文。新型 β 。一行十四字。

元亨

元亨元年（一二三二）七月筆写『梵網経盧舎那仏説菩薩心地法門品卷十』。国立国会図書館蔵、WA3-30。〔原文〕国立国会図書館デジタルコレクション（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2540631>）。同ウェブサイトに内題を「梵網経盧舎那仏説菩薩心地戒品卷十」とするけれども、内題は「梵網経盧舎那仏説菩薩心地法門品卷十」と判読できる。尾題「菩薩戒本経」。尾題後に「元亨元年七月 日 綱維鏡誉」と紀年される。下巻のみ。新型 β 。一行十七字。

三 覚盛本の系譜

前節の基礎情報に基づいて覚盛写本の系譜を探ってみた。言うまでもなく本来は「覚盛」すべての文言を他の諸本と比較した上で系譜を検討するのが理想であるが、紙幅の制限と煩を避ける理由から、筆者が下巻全体の異文（異読）を調査した結果、系譜の特徴が比較的明瞭に示していると判断した四箇所に限って原文を扱うものとする。

【資料二】第四十一軽戒 第一の資料は、十重四十八軽戒の第四十一軽戒である。最初に「覚盛」の原文を提示し、他本に異文を有する文言三十箇所を傍線と囲み数字で示し、数字の順に異文を示す。

〔覺盛〕 若佛子、教化人起信心時、菩薩與他人作教戒①法師者、見欲受戒人②、應教請二師、和上③・阿闍梨。二師應問言、汝有七遮罪不。若現身有七遮④、師不應與受戒⑤。無⑥七遮者、得受⑦。若有犯十戒者、應教⑧懺悔、在佛・菩薩形像前、日夜⑨六時、誦十重⑩四十八輕戒、苦到禮三世千佛、得見好相⑪。若一七日・二三七日⑫、乃至一年、要見好相。好相者⑬、佛來摩頂、見光華⑭・種種異相、便得滅罪。若無好相、雖懺無益。是人⑮現身亦不得戒、而得增受戒⑯。若犯四十八輕戒者、對首懺⑰滅罪⑱、不同七遮。而教戒⑲師、於是法中、一一好解。若不解大乘經律、若輕若重・是非⑳之相、不解第一義諦・習種性・長養性・不可壞性㉑・道種性・正法性㉒、其中多少觀行・出入十禪支、一切㉓行法、一一不得此法中意。而菩薩為利養故㉔、為名聞㉕故、惡求㉖、貪利弟子、而詐㉗現解一切經律㉘、是自欺詐、亦欺詐他人㉙、故與他人受㉚戒者、犯輕垢罪。

(和訳船山二〇一七、三一七(三一九頁参照))

- ①「戒」北京・中村・天平・房山・法隆寺・義寂經文・善珠經文・毘盧・思溪・覺盛・元亨、「誠」麗初・金藏・麗再。②「戒人」北京・中村・天平・最澄・法隆寺・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「人戒」房山。③「上」北京・中村・天平・房山・善珠疏經・最澄・法隆寺・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・思溪・覺盛・麗再・元亨、「尚」金藏。④「有七遮」房山・北京*・最澄・天平*・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「七遮」北京・中村・天平、「有七遮罪者」法隆寺・義寂經文。⑤「不應與受戒」房山・法隆寺・天平*・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・覺盛・麗再・元亨、「不與受」北京・中村・天平・毘盧。⑥「無」北京・中村・天平・房山・最澄・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「若無」法隆寺・義寂經文。⑦「得受」北京・中村・天平・房山・最澄・善珠經文・麗初・金藏・覺盛・麗再・元亨、「得與受戒」法隆寺・義寂經文。⑧「應教」房山・法隆寺・北京*・天平*・最澄・義寂經文・善珠經文・麗初・金藏・覺盛・麗再・元亨、「教」北京・中村・天平・毘盧・思溪。⑨「日夜」天平・房山・法隆寺・最澄・義寂經文・善珠經文・金藏・覺盛・麗再・元亨、「日日」北京・中村・麗初。⑩「十重」房山・法隆寺・北京*・天平*・最澄・義寂經文・善珠經文・金藏・覺盛・麗再・元亨、「十戒」中村・天平・毘盧・思溪。⑪「好相」天平・房山・最澄・法隆寺・義寂經文・善珠經文・麗初・金藏・覺盛・麗再・元亨、「好相者」北京・中村・毘盧・思溪。⑫「二三七日」北京・中村・天平・房山・義寂經文・善珠經文・麗初・

毘盧·金藏·覺盛·麗再·元亨、「二七日三七日」法隆寺·最澄。⑬「好相者」天平·房山·義寂經文·善珠經文·麗初·金藏·覺盛·麗再、「相者」北京·中村·天平·法隆寺·毘盧·元亨。⑭「見光華」北京·中村·最澄·義寂經文·善珠經文·麗初·毘盧·思溪·覺盛、「見光花」房山、「見光見華」天平·法隆寺·金藏·麗再、「若見光華」北京*·天平*、「若見光花」元亨。⑮「是人」房山·最澄·法隆寺·北京*·天平*·義寂經文·善珠經文·麗初·毘盧·思溪·覺盛·麗再·元亨、「是」北京·中村·天平。⑯「增受戒」中村·天平·最澄·義寂經文·善珠經文·金藏·覺盛·麗再·元亨、「增受」善珠疏經、「增長戒」北京·「增益戒」房山、「增長受戒」毘盧·思溪、「增益受戒」法隆寺、「增益受戒善」麗初。⑰「對首懺」最澄·善珠經文·金藏·思溪·覺盛·麗再·元亨、「對首懺」北京·天平·麗初·毘盧、「對首懺悔」房山·金藏·思溪·麗再、「對首懺悔」義寂經文。⑱「滅罪」覺盛、「罪滅」北京·天平·最澄·善珠經文·麗初·毘盧·金藏·思溪·麗再·元亨、「滅」中村·房山、「罪便得滅」法隆寺·義寂經文。⑲「教戒」北京·中村·天平·房山·善珠經文·麗初·毘盧·思溪·覺盛、「教誡」義寂經文·金藏·麗再·元亨。⑳「是非」中村·天平·房山·最澄·法隆寺·北京*·義寂經文·善珠經文·麗初·毘盧·金藏·思溪·覺盛·麗再·元亨、「是非是非」北京。㉑「不可壞性」北京·中村·天平·房山·善珠疏經·最澄·義寂經文·善珠經文·麗初·金藏·覺盛·麗再·元亨、「性種性不可壞性」法隆寺·毘盧·思溪。㉒「道種性正法性」天平·房山·最澄·法隆寺·北京*·義寂經文·善珠經文·麗初·毘盧·金藏·思溪·覺盛·元亨、「道性正性」北京·中村、「道種性正性」麗再。善珠疏經「道種性」正法性。㉓「一切」北京·中村·天平·房山·最澄·法隆寺·義寂經文·善珠經文·麗初·毘盧·金藏·思溪·覺盛·麗再·元亨、「於一切」北京*。㉔「為利養故」房山·最澄·法隆寺·天平*·義寂經文·善珠經文·金藏·覺盛·麗再·元亨、「為利養」北京·中村·天平·麗初·毘盧·思溪。㉕「為名聞」北京·天平·房山·最澄·法隆寺·麗初·毘盧·金藏·思溪·覺盛·麗再·元亨、「惡求」北京·中村·天平·最澄·善珠經文·毘盧·思溪·覺盛·元亨、「惡求多求」房山·法隆寺·北京*·義寂經文·麗初·金藏·麗再。㉖「詐」北京·天平·房山·最澄·法隆寺·義寂經文·善珠經文·麗初·毘盧·金藏·思溪·覺盛·麗再·元亨、「作」中村。㉗「經律」房山·最澄·義寂經文·善珠經文·金藏·覺盛·元亨、「經律為供養故」北京·中村·天平·法隆寺·麗初·毘盧·思溪·麗再。㉘「亦欺詐他人」房山·最澄·法隆寺·北京*·天平*·義寂經文·善珠經文·麗初·毘盧·金藏·思溪·覺盛·麗再·元亨、「欺詐他人」北京·中村·天平。㉙「故與他人受」房山·覺盛、「故與人受」北京·中村·天平·最澄·法隆寺·善珠經文·麗初·毘盧·金藏·思溪·麗再·元亨、「若故與人受」北京*、「故與人授」義寂經文。

右に示した異文三十箇所を系統分類を試みる。覚盛が参照できた文献を考えると、「北京」と「中村」は中国に存在した以上、覚盛は自ら参照できなかったに違いない。従ってそれを除外して他本の年代を考慮すると、異文全三十箇所のうち、「覚盛」と同系異文の日本写本の初出が「天平」であるものが十八箇所ある(①②③⑥⑦⑨⑪⑫⑬⑭⑯⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗)。このように【資料二】覚盛本における異文の半数以上が「天平」と繋がることは見逃せない。

他の十二箇所に関しては、「法隆寺」は「覚盛」と不一致の場合が多いので検討から外して「房山」「最澄」「天平」との異同のみを検討すると、「房山」「最澄」「天平」の三が「覚盛」と一致する場合が六箇所(④⑧⑩⑮⑳㉙)、「房山」「天平*」の二が「覚盛」と一致する場合が一箇所(⑤)、「房山」「最澄」の二が「覚盛」と一致する場合が一箇所(⑳)、「房山」のみが「覚盛」と一致する場合が一箇所(⑳)、「最澄」のみと一致する場合が二箇所(⑭⑰)、「房山」「最澄」「天平*」のいずれとも不一致で「覚盛」が独立した異文である場合が一箇所(⑱)ある。

異文の系統分類は以上のようになる。問題は二つある。第一は「房山」が北京近郊の房山に石刻されたものであり、それが日本に伝来した証しを得ることができないこと、第二は「房山」「最澄」「天平*」の年代関係を確定できないことである。房山唐刻本の年代は長安年間(七〇一〜七〇五)頃とする説が有力であり、「最澄」すなわち『蹟戒論』の成書は八二〇年であるから両者の前後関係は明らかである。一方、七五七年の「天平」の欄外に修正を加筆した「天平*」は七五七年以後であるのは確実であるが、「最澄」との前後関係を決めることができない。つまり、三者の年代順序は「房山」↓「最澄」↓「天平*」か、「房山」↓「天平*」↓「最澄」かのいずれかである。

【資料二】第二十三輕戒 資料一と同様に第二十三輕の原文と校勘二十箇所を示すと左記の通りである。

〔覚盛〕 若佛子、佛滅度後、欲以好心①受菩薩戒時、於佛②・菩薩形像前自誓受戒、當③七日佛前懺悔、得見好相、便得戒④。若不得好相、應⑤二七・三七⑥、乃至一年、要得好相。得好相已、便得佛・菩薩形像前受戒⑦。若不得好相、

雖佛像前受戒、不名^⑧得戒。若現前^⑨先受菩薩戒法師前受戒時、不須要見好相。是^⑩法師、師師^⑪相授故、不須好相。是以法師前受戒、即得戒。以生重心^⑫故、便得戒。若千里內無能授^⑬戒師、得佛・菩薩形像前受得戒^⑭、而要見好相。若法師自倚^⑮解經律^⑯・大乘學戒、與國王・太^⑰子・百官以爲善友、而新學菩薩來問若經義・律義、輕心・惡心・慢心、一一不^⑱好答問者^⑲、犯輕垢罪^⑳。

(船山二〇一七、三〇三—三〇五頁の訳注も参照)

①「欲以好心」最澄・天平*・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・元亨、「欲好心」房山・法隆寺、「欲好心」北京・中村・天平・麗再。②「佛」北京・中村・天平・房山・最澄・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「諸佛」法隆寺。③「當」北京・中村・天平・房山・最澄・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「當以」法隆寺・義寂經文。④「得戒」北京・中村・天平・房山・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再、「得受戒」最澄・法隆寺・北京*・天平*・善珠經文・元亨。⑤「好相應」金藏・覺盛・麗再・元亨、「好相時以」北京・中村・天平・義寂經文・善珠經文・毘盧・思溪、「好時」天平*、「好相時應以」房山・法隆寺・麗初・最澄。⑥「三七」北京・中村・天平・房山・最澄・法隆寺・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「三七日」北京*。⑦「受戒」北京・中村・天平・房山・法隆寺・義寂經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再、「自誓受戒」最澄・善珠受戒・元亨。⑧「不名」最澄・法隆寺・天平*・義寂經文・善珠經文・覺盛・元亨、「不」北京・中村・天平・房山・麗初・毘盧・金藏・思溪・麗再。⑨「若現前」北京・中村・天平・房山・最澄・法隆寺・善珠經文・麗初・毘盧・思溪・覺盛・元亨、「何以故是」最澄・法隆寺・金藏、「何以故以是」麗再。⑩「是」北京・中村・天平・房山・最澄・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「師」中村・天平。⑪「以生重心」北京・中村・天平・最澄・義寂經文・善珠經文・麗初・金藏・覺盛・麗再・元亨、「已生至重心」房山、「以生至重心」毘盧・思溪、「以生至重心」法隆寺。⑬「授」中村・天平・最澄・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「受」北京・房山・法隆寺。⑭「受得戒」北京・中村・天平・房山・善珠經文・覺盛・元亨、「自誓受戒」法隆寺・麗初・毘盧・思溪・義寂經文、「受戒」最澄・金藏・麗再。⑮「自倚」房山・最澄・天平*・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「自倚」法隆寺・北京*、「自倚」天平、「身倚」中村、「□倚」北京。⑯「經律」中村・天平・房山・最澄・法隆

寺・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「經戒」北京。⑰「太」北京・中村・天平・房山・最澄・法隆寺・義寂經文・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「大」麗初、「王」善珠經文。⑱「一一不」房山・最澄・義寂經文・善珠經文・覺盛・元亨、「不」北京・中村・天平、「不一」法隆寺・北京・麗初・毘盧・金藏・思溪・麗再。⑲「者」房山・最澄・法隆寺・天平・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「者言而惡心」北京・中村・天平・麗初。⑳「罪」北京・中村・天平・房山・最澄・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「羅」法隆寺。

これら異文全二十箇所のうち、「天平」を日本写本における覺盛と同系初出とする例は十三箇所ある(②③④⑥⑦⑨⑩⑫⑬⑭⑯⑰⑲)。他の七箇所のうち、「房山」「最澄」「天平*」の三と「覺盛」が一致するのは一箇所(⑮)、「房山」と「最澄」の二が「覺盛」と一致する例が三箇所(⑪⑱⑲)、「最澄」と「天平*」の二が「覺盛」と一致する例が二箇所である(①⑧)。そして三者と一致せず「覺盛」の文言が独立する場合が一箇所ある(⑤)。

【資料二】の場合と同じく、「天平」を初出とする例が最も多く、それ以外は「房山」と同系の異本を有する写本が日本に存在したかと疑われる。そして「房山」と「最澄」が一致する例が都合四例あることも注目される。

【資料三】第一輕戒 第三の資料として第一輕戒の原文と校勘六箇所を掲げる。

〔覺盛〕 若佛子①、欲受國王位時・受轉輪王位時・百官受位時、應先受苦薩戒。一切鬼神、救護王身・百官之身、諸佛歡喜。既得戒已、應生②孝順心③・恭敬心、見上座④・和上⑤・阿闍梨・大同學・同見同行者、應起承迎、禮拜問訊。而菩薩反生憍心・癡心・慢心、不起承迎禮拜⑥、一一不如法、供養以自賣身・國城・男女・七寶・百物、而供給之、若不尔者、犯輕垢罪。

(和訳は船山二〇一七、二九二―二九三頁を比較参照)

①「若佛子」北京・中村・天平・房山・法隆寺・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・元亨、「佛言佛子」義寂經文、「佛言若佛子」麗再。②「應生」天平・義寂經文・善珠經文・覺盛・元亨、「生」北京・中村・房山・法隆寺・麗初・毘盧・金藏・思溪・

麗再。③「孝順心」北京・中村・天平・房山・善珠疏經・法隆寺・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「孝順」中村。④「上座」中村・天平・房山・善珠疏經・法隆寺・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「上坐」北京。⑤「和上」北京・中村・天平・善珠疏經・法隆寺・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・思溪・覺盛・麗再・元亨、「和尚」房山・金藏。⑥「大同學同見同行者應起承迎禮拜問訊而菩薩反生憍心癡心慢心不起承迎禮拜」房山・覺盛・麗再、「大同學同見同行者而菩薩反生憍心癡心慢心不起承迎禮拜」天平、「大同學同見同行者應起承迎禮拜問訊而菩薩反生憍心癡心慢心不起承迎禮拜」法隆寺・金藏、「大德同學同見同行者應承迎禮拜問訊而菩薩反生憍心癡心慢心不起承迎禮拜」思溪、「大同學同見同行者應承迎禮拜問訊而菩薩反生憍心癡心慢心不起承迎禮拜」麗初、「大同學同見同行者應起承迎禮拜問訊而菩薩反生憍心癡心慢心不起承迎禮拜」善珠經文、「大同學同見同行者應起承迎禮拜問訊而菩薩反生憍心癡心慢心不起承迎禮拜」元亨、「大同學不起承迎禮拜」北京・中村、「大同學不起承迎禮拜」毘盧、「大同學同見同行者應起不起承迎禮拜」北京*。善珠疏經「同學同見同行」「慢心慢心癡心」。

この資料における「天平」と「覺盛」の一致は決定的であるが、ただ、異文の性格を勘案すると、個々に大きな相違は見出せないことも留意せねばなるまい。⑥の箇所は、それぞれ少しずつ書き換えられた諸本が存在したことを示すが、「覺盛」と一致する「麗再」はほぼ同時代直後に成立したから覺盛写經の素材とはなり得ない。そうであれば、やはりここでも「房山」と「覺盛」の何らかの繋がりを想定せざるを得まい。

【資料四】下巻末尾 最後に第四の資料として、下巻末尾の集結部を材料として比較検討する。下巻末には末尾十四偈を有する本と有さない本があることを第二節の「内容の特徴」に述べたが、これに関する詳細を⑬に記す。

〔覺盛〕……千百億釋迦①亦如是説、從摩②醯首羅天王宮、至此道樹下、十住處③說法品。爲一切菩薩不可説大衆④受持・讀誦・解説其義亦如是。千百億⑤世界・蓮華藏世界・微塵⑥世界一切佛心藏・地藏・戒藏⑦・無量行願藏⑧・因果

佛性常住藏・如如^⑨一切佛説無量一切法藏竟、千百億世界中、一切衆生受持^⑩、歡喜奉行。若^⑪廣開心地相相、如「佛華光王七行品」中^⑫説。^⑬

梵網經盧舍那佛説菩薩心地品卷下^⑭

(和訳船山二〇一七、三三五～三三七頁参照)

- ①「迦」北京・中村・天平・房山・法隆寺・中倉・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「迦牟」石山。②「摩」北京・中村・房山・法隆寺・中倉・石山・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「魔」天平。③「樹下十住處」天平*・中倉・石山・義寂經文・善珠經文・麗初・金藏・覺盛・元亨、「樹十住處」北京・中村・天平・房山・麗再、「樹下住處」法隆寺・毘盧・思溪。④「大衆」北京・天平・房山・法隆寺・中倉・石山・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「大衆也」中村。⑤「千百億」中村・天平・房山・法隆寺・中倉・石山・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「千百億」北京。⑥「微塵」北京・天平・房山・法隆寺・中倉・石山・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「微塵數」中村。⑦「地藏戒藏」北京・中村・房山・善珠疏經・法隆寺・天平*・中倉・石山・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「地持發戒藏」天平。⑧「無量行願藏」北京・中村・天平・房山・法隆寺・中倉・石山・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再・元亨、「行願藏」善珠經文。⑨「如如」北京・天平・房山・善珠疏經・法隆寺・中倉・石山・義寂經文・善珠經文・金藏・覺盛・麗再・元亨、「如是如」中村、「如是」麗初・毘盧・思溪。⑩「受持」中村・房山・法隆寺・中倉・石山・義寂經文・麗初・毘盧・金藏・思溪・覺盛・麗再、「誦念受持」天平・善珠經文・元亨、「□□」北京。⑪「若」北京・中村・法隆寺・中倉・石山・義寂經文・善珠經文・麗初・毘盧・金藏・覺盛・麗再・元亨、「如」房山、「□□」天平。⑫「佛華光王七行品中」中倉・石山・義寂經文・善珠經文・覺盛・元亨(佛華光王七行品中)、「佛華光王七行品中」麗初、「佛華光王品中」中村・法隆寺・毘盧・思溪・麗再、「佛華光王品中」房山、「佛國光□□品」天平、「佛國光□□七行品中」天平*。⑬本文末と尾題の間に十四偈をもたない形式のものは、中倉・石山・麗初・覺盛・元亨。さらに義寂疏と善珠疏の両方は、十四偈を解説する疏文が全くない。逆に十四偈を有するのは天平・房山・法隆寺・義寂經文・善珠經文・毘盧・金藏・思溪・麗再。北京と中村は尾欠のため不明。⑭「梵網經盧舍那佛説菩薩心地戒品卷下」覺盛、「梵網經盧舍那佛説菩薩心地戒品」中倉、「梵網經菩薩心地戒品卷下」金藏、「梵網經盧舍那佛説菩薩心地戒品第十(下)」麗再、「梵

網經心地品第十下巻」中村、「梵網經」天平、「梵網經一卷」房山、「梵網經卷下」法隆寺・石山・麗初・毘盧・思溪、「菩薩戒本經」善珠經文・元亨、「菩薩戒經終」義寂經文。

この資料に関しては、下巻末に限り画像が出版公開されている下記二写本を校勘に補記することができた。

石山 「石山寺一切經」墨印『梵網經』卷下、平安時代初期。一行十七字。(卷末原文)『石山寺古經聚英』、京都・法藏館、一九八五、五一頁、一切經48―2。

中倉 正倉院中倉34『梵網經』。一行十七字。合卷經(上下二巻を一巻とする)。(卷末原文)『東瀛珠光第四巻』、宮内省御蔵版、東京・審美書院、一九〇八、第二百十四『梵網經』。また、正倉院事務所(編)『正倉院寶物4 中倉I』、東京・毎日新聞社、一九九四、二四三頁も参照。本写本の想定年代には、奈良時代とする説と平安時代とする説があるが、確実な想定年代は現時点では十分に確立していない如くである。

本稿における最終の具体的事例検討となる【資料四】は、經本の全貌を見ることはできないが、幸いにして下巻末尾のみ白黒写真が出版公開されているので参照できる。異本全十四箇所中、六箇所が「天平」と「覚盛」の緊密な連関を示す。その割合は五割に僅かに及ばないが、ここでも「天平」との強い結び付きを確認できる。

では「天平」と一致しない他の八例はどうか。「中倉」「石山」の二素材を加えることができるため、比較の結果が上記三資料とやや異なりを示す。七箇所中、三箇所(②⑫⑭)で「覚盛」と異なる「法隆寺」を除外した上で「房山」「天平*」「中倉」「石山」の四本と「覚盛」の異同を調べると、「中倉」「石山」と一致するのは二例ある(⑪⑫)。「房山」「中倉」「石山」と一致するのも三例ある(②⑩⑬)。そして「房山」「天平*」「中倉」「石山」の四本と一致する例が一つ(⑦)、「天平*」「中倉」「石山」の三本と一致する例が一つ(③)存在する。最後に示した尾題⑭は諸本それぞれ異なるから決定的なことは言えないが、「覚盛」と最も近似するのは「戒」一字のみ多い「中倉」であり、「覚盛」と「中

倉」の関連を見ることができると。一方、「房山」「法隆寺」「石山」は「覚盛」の文言と異なる。

結

本稿は、覚盛願経『梵網経』下巻に見られる特徴を検討する初の試みとして、覚盛願経本の概略と写本系譜を扱った。第三節【資料一、二、三、四】から言える覚盛本とその前後の時代の写本の関係を整理してみよう。

まず最初に、時間系列とは逆になるが、覚盛願経『梵網経』下巻の文言が後代に与えた影響について述べる。

巻下の全体にわたり後代の大蔵経諸本をも含めて異文を比べると、かなりの高率で覚盛本とほぼ同じ読みを示す覚盛以後の本が一つある。それは「元亨」すなわち元亨元年（一一三二）に筆写された国立国会図書館蔵本である。その文字が覚盛本とかなりの高率で一致することは、第三節【資料一、二、三、四】を逐一検討すれば確かである。

次に、「覚盛」と同系の異文を遡ると、「天平」を源とする事例が圧倒的に多い。その数は全体の半数を超える。このことは「天平」写本それ自体を鎌倉期の覚盛が参照したことを意味するのではなく、恐らくは「天平」に基づく写本がその後数世紀にわたり連綿と作られ、覚盛の時代まで影響を及ぼしたことを告げるのであろう。

【資料四】のみに活用し得た「中倉」が「覚盛」と一致する例も決して無視できない。あくまで想像の域を出ないが、もし将来「中倉」のすべての文字を参照できるようになれば、【資料一、二、三】においても、仮に全面的に一致でなく、多くの一致に止まるとしても、「中倉」と「覚盛」の一致を検証できるのではないだろうか。

【資料四】の異文十三箇所について「房山」と「中倉」の一致・不一致を調べると、一致するのは十例、不一致は三例である。「房山」と「中倉」が完全に一致するわけではないのは明白である。しかし一方、⑦⑩の二例は、中国写本である「北京」「中村」を除く場合、これまた中国の石刻である「房山」が最も古い覚盛と一致する。【資料一、二、三】の異文においても、【資料一⑩】と【資料三⑥】の二例は、「房山」のみが「覚盛」と一致し、【資料二⑪⑮⑱⑲】の四例で

は「房山」が「覚盛」と一致する諸本中の最古本であった。このような六例の場合、もし「中倉」の異文を実見することができるようになれば、六例中には「中倉」を付加できる場合も恐らくあり得よう。要するに、現時点では確定的に断言できないが、「中倉」及び「石山」の文字すべてを参看可能になれば、日本に伝来した明証のない「房山」を「覚盛」の源とするのでなく、「中倉」を「覚盛」と同系異文の日本における最古本とみなすべき事例が増えるかも知れない。本稿は敢えて無理な説を立てず、不明な点は不明なままとして、次の三点を結論とする。

一、覚盛願経『梵網経』下巻に特徴的な文字の大半は天平勝宝九歳（七五七）の奈良写本まで遡れる。

二、日本に伝来したかどうか明証のない房山唐刻本（八世紀初頭頃）が覚盛本の源かも知れない事例もある。しかしその場合、房山唐刻本ないし同系別本が日本に伝来していたかどうかを合わせて検討する必要がある。

三、現時点では正倉院中倉『梵網経』と石山寺『梵網経』の全文を参照できないが、将来もし参照可能になれば、両本とくに中倉本が覚盛願経『梵網経』下巻の写本系譜をさらに綿密に考える際、有力な資料となると予想される。

本邦の貴重な『梵網経』写本が必ずや将来すべて公開されんことを願いつつ小論の結びとしたい。

略号と研究

石田瑞磨（一九五四） 「覚盛の律宗復興について」、『印度學佛教學研究』二二―二。

上田霊城（一九七五） 「鎌倉仏教における戒律の宗派化」、『密教文化』一一―二。

竺沙雅章（二〇〇〇） 「仏教伝来——大蔵経編纂」、『大谷大学通信』五〇（再録「仏教伝来」、大谷大学広報委員会（編）、京都・大谷大学、二〇〇一）。

廣岡義隆（二〇一六） 上代文献を読む会（編）『上代写経識語注釈』、東京・勉誠出版、三四五―三四九頁「梵網経（霊春願経）」

廣岡義隆執筆。

船山徹（二〇一〇） 「梵網経諸本の二系統」、『東方学報』京都八五。

- 船山徹 (二〇一一) 「梵網經下卷先行説の再検討」、藜谷邦夫 (編) 『三教交渉論叢続編』、京都・京都大学人文科学研究所。
Funayama Toru (2015) “The *Fanwang jing* (*Scripture of Brahma’s Net*) in the First Edition of the Korean Canon: A Preliminary Survey,” *Zinbun: Annals of the Institute for Research in Humanities, Kyoto University* 45.
- 船山徹 (二〇一七) 『東アジア仏教の生活規則 『梵網經』——最古の形と発展の歴史』、京都・臨川書店。
- 細川涼一 (二〇〇三) 「覚盛・尊円・覚如の遁世——中世南都の戒律復興運動の一節」、佛教史学会編 『仏教の歴史的・地域的展開』、佛教史学会五十周年記念論集、京都・法藏館。
- 衰輪顕量 (一九九八) 『中世初期南都戒律復興の研究』、京都・法藏館。
- 望月信亨 (一九四六) 『仏教經典成立史論』、京都・法藏館、四二五～四八四頁「護国并大乘戒及び菩薩修道の階位関係の疑偽経」。